解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

香川県坂出市八幡町三丁目六番二二号

豊嶋鉄工株式会社

代表清算人　豊嶋　稠

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

愛媛県四国中央市豊岡町長田一三四七番地の四

有限会社豊明建設

清算人　山内　豊明

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

愛媛県松山市三番町七丁目一〇番地二

有限会社渡部松平商店

清算人　渡部　澄夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

福岡県福岡市博多区東比恵二丁目九番二一号

株式会社トヨテクト

代表清算人　平野　圭祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

北九州市若松区高須西一丁目一五番一二号

ルルド株式会社

代表清算人　松永　博行

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

長崎県諫早市永昌東町一一番一八号

有限会社ＭＯＬＥ

清算人　鳥越　弘子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

熊本市東区尾ノ上二丁目三番三―二号

株式会社小田建設

清算人　小田　敏男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

沖縄県沖縄市高原三丁目九番一一号

有限会社ルティーナプランニング

清算人　比嘉　初枝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十一月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十八年十二月二十六日群馬県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

群馬県前橋市石関町一三六番地三号

学校法人群馬芸術学園

代表清算人　安達　眞枝

解散公告（第二回）

当社は、平成八年六月一日、平成二年法律第六十四号附則第十九条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告第一回掲載（平成二十九年一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

神奈川県綾瀬市早川字上原二七五四―二

早川上原土地区画整理組合

代表清算人　笠間　久雄

公益信託熊日文化スポーツ基金第二十四期決算公告

一、事業概要

熊本県民による文化、芸術、スポーツ等の各分野における活動の助成や人材の育成に対する助成

助成金・奨励金　一七件　二四五万円

二、財産目録　平成二十八年十月三十一日現在

資産合計　九九、一八五、一四三円

負債合計　〇円

正味信託財産　九九、一八五、一四三円

平成二十九年一月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託熊日文化スポーツ基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道三笠市清住町一三六番地、最後の住所北海道三笠市宮本町四七三番地九

被相続人　亡　相内　正興

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

事務所北海道江別市野幌町七六番二九ライ

ンビル二階　弁護士法人江別法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西脇　崇晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区中山台四丁目三番地一二、最後の住所仙台市青葉区中山台四丁目三番地の一二　被相続人　亡　奥　洋三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日

仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号　Ｅｖｅｒ－１片平丁ビル二階

相続財産管理人　弁護士　三瓶　淳